

児童手当の認定請求には個人番号(マイナンバー)が必要です。

必要書類について、郵送の場合はコピーを添付してください。

ご提出の際は、被保険者等記号・番号等の部分については黒塗りするなどして、番号が見えないようにしてください。

## 1. 個人番号の確認

### 【番号確認書類】

マイナンバーカード(裏面)

マイナンバーの記載のある住民票の写し又は住民記載事項証明書

## 2. 本人確認

(1)本人が手続きする場合 (①又は②が必要です。)

① 請求者の本人確認書類(顔写真あり) (1種類)

マイナンバーカード(表面)、自動車運転免許証、パスポート 等

② 請求者の本人確認書類(顔写真なし) (2種類)

資格確認書+年金手帳、資格確認書+住民票の写し 等

(2)代理人が手続きする場合 (①又は②が必要です。)

① 委任状と、代理人および請求者の本人確認書類(顔写真あり) (1種類)

マイナンバーカード(表面)、自動車運転免許証、パスポート 等

② 委任状と、代理人および請求者の本人確認書類(顔写真なし) (2種類)

資格確認書+年金手帳、資格確認書+住民票の写し 等

※委任状(代理権確認書類)

代理人が来庁手続きする場合は、代理権を確認する資料が必要です。

a. 法定代理人 (戸籍抄本等)

b. 任意代理人 (委任状等) HPにサンプルがあります。

## 3. 手続き

(1)郵送手続き

送付先まで必要書類を送付してください。

【送付先】

〒231-8771 (郵便番号とあて名だけで届きます。住所不要です。)

横浜市子ども青少年局子ども家庭課 手当給付係(児童手当担当)

(2)来庁手続き

区役所こども家庭支援課に必要書類をご持参ください。

※児童手当の認定請求には、その他の書類を提出することが必要になる場合があります。ご不明な点等ございましたら、お問合せ先までご連絡ください。

【お問合せ先】

横浜市こども青少年局こども家庭課手当給付係

受付時間:午前9時～午後5時(土日祝日は除く)

TEL:045-641-8411

FAX:045-641-8412

参考 URL 児童手当 請求と届出

